

●香川県告示第100号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年3月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第12号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年2月24日
- 3 指定道路の位置 観音寺市昭和町1丁目甲1509番10及び甲1510番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル～4.68メートル
延長 63.26メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。